

# 「特定粉じん作業特別教育」のご案内

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

粉じん作業は、粉じんを肺に吸入することにより、「じん肺症」という治癒が困難な疾病に罹患するおそれがある有害な業務とされており、このため、労働安全衛生法第 59 条（労働安全衛生規則第 36 条第 29 号）により、特定の粉じん作業（別紙「特定粉じん作業とは」を参照）については、作業に従事する労働者に対し特別教育の実施が義務付けられております。

また、「アーク溶接等作業」は特定粉じん作業には該当していませんが、特別教育に準じて教育を行うよう、厚生労働省労働基準局長から通達（平成 25 年 2 月 19 日付け、基発 0219 第 2 号）されております。

つきましては、当該特別教育を下記により実施することと致しましたので、関係労働者の方が漏れなく受講されますよう、ご案内致します。

## 記

1. 日 時 令和 2 年 11 月 18 日（水） 13：00～17：30（受付 12：40 から）
2. 場 所 鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根 529-2）
3. 受講対象者 特定粉じん作業に従事する労働者等（アーク溶接等作業に従事する労働者を含む。）
4. 教育日程

科 目	時 間	講 師
粉じんの発散防止及び換気の方法	1 時間	労働衛生コンサルタント 高野 雅弘 氏
作業場の管理	1 時間	
呼吸用保護具の使用の方法	30 分	
粉じんに係る疾病及び健康管理	1 時間	
関係法令	1 時間	

5. 受講料 鳥取県労働基準協会の会員 7, 000 円（テキスト代、消費税を含む。）  
上記以外 9, 000 円（テキスト代、消費税を含む。）

## 6. 申込方法

令和 2 年 11 月 11 日（水）までに、別紙 2「受講申込書」により、郵送又は F a x（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

振込口座	鳥取銀行倉吉支店（普）0207231
名義人	（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

## 7. その他

- ①当協会発行の特別教育等受講者記録（受講証）をお持ちの事業場は、ご持参のうえ受付の際にお渡し下さい。
- ②受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- ③受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、1 週間前までに連絡があった場合を除き受講料は \_\_\_\_\_ お返しできませんので、ご了承下さい。
- ④受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願いいたします。また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願いします。会場にはアルコール消毒を用意していますので入場時（休憩後の再入場も含む）ご使用下さい。
- ⑤申込み・問合せ先 （〒682-0811）倉吉市上灘町 115-1 （有）河崎組 3 F

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

（T e l ・ F a x 兼用：0858-22-9054）

(参 考)

「特定粉じん作業」とは、

粉じん作業のうち次の各号に該当する特定粉じん発生源であるものをいう。

- 1号 坑内において、鉱物等を動力（削岩機、パワーショベル、ドラグショベル、ボーリングマシン等）により掘削する箇所
- 2号 坑内において、鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎し、粉碎し又はふるいわける箇所
- 3号 坑内において、鉱物等をずり積機等車両系建設機械により積み込み又は積み卸す箇所
- 4号 坑内において、鉱物等をコンベアー（ポータブルコンベアーを除く）へ積み込み又は、コンベアーから積み卸す箇所
- 5号 屋内において、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものは除く）により裁断し、彫り又は仕上げする箇所
- 6号 屋内において、研磨材の吹付け（サンドブラスト、ショットブラスト等の作業）により研磨し又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
- 7号 屋内において、研磨材（砥石、研磨布紙、パフ研磨材等）を用いて動力（手持式グラインダーやスインググラインダー等手持式又は可搬式動力加工工具によるものを除く）により岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所
- 8号 屋内において、鉱物等、炭素原料又はアルミニウム箔を動力（手持式動力工具によるものを除く）により破碎、粉碎し又はふるいわける箇所
- 9号 屋内において、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱物、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
- 10号 屋内において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し又は散布する箇所
- 11号 屋内の、ガラス、ほうろう、陶磁器、耐火物、珪藻土製品、研磨材、炭素製品を製造する工程において、原料を混合する箇所
- 12号 屋内の、耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、原料（湿潤なものを除く）を動力により成形する箇所
- 13号 屋内の、陶磁器、耐火物、珪藻土、研磨材、炭素製品を製造する工程において、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く）により仕上げる箇所
- 14号 屋内の、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、型ばらし装置（シェイクアウトマシン、ノックアウトマシン）を用いて砂型を壊し、若しくは砂落としし又は動力（手持式動力工具によるものを除く）により砂を再生し、砂を混練し若しくは鋳ばり等を削り取る箇所
- 15号 屋内において、金属を溶射する作業のうち、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所（固定設備による場合）

「特定粉じん作業特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- |  |
|--|
| (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 ( 加入 ・ 未加入 ) (いずれかに○印を付して下さい。)   |
| (2) 受講者数 (          名)、          受講料 計 (          円) |
| (3) 受講料の支払い方法 ( 持参・現金書留・銀行振込 ) (いずれかに○印を付して下さい。)     |

上記のとおり申込みます。

令和 2 年 月 日

事業場名 :

所在地 :

(連絡先電話番号 :          -          -          )

代表者職氏名 :

Ⓜ

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)